(七)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数								乙
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
890,000	893,000	104,070	96,630	89,190	81,770	75,310	68,850	62,370	55,910	334,800
893,000	896,000	104,730	97,300	89,860	82,430	75,890	69,430	62,950	56,490	336,400
896,000	899,000	105,410	97,960	90,530	83,100	76,470	70,010	63,540	57,070	338,000
899,000	902,000	106,070	98,640	91,210	83,760	77,050	70,590	64,120	57,660	339,500
902,000	905,000	106,750	99,300	91,870	84,440	77,640	71,170	64,700	58,240	341,000
905,000	908,000	107,410	99,980	92,540	85,100	78,220	71,760	65,280	58,820	342,500
908,000	911,000	108,080	100,650	93,210	85,770	78,800	72,340	65,860	59,400	344,100
911,000	914,000	108,750	101,310	93,880	86,440	79,380	72,920	66,450	59,980	345,600
914,000	917,000	109,420	101,990	94,540	87,110	79,960	73,500	67,030	60,570	347,200
917,000	920,000	110,090	102,650	95,220	87,790	80,550	74,080	67,610	61,150	348,800
920,000	923,000	110,760	103,330	95,880	88,450	81,130	74,670	68,190	61,730	350,300
923,000	926,000	111,430	103,990	96,560	89,120	81,710	75,250	68,770	62,310	351,800
926,000	929,000	112,100	104,660	97,230	89,790	82,350	75,830	69,360	62,890	353,400
929,000	932,000	112,770	105,330	97,890	90,460	83,020	76,410	69,940	63,480	354,900
932,000	935,000	113,430	106,000	98,570	91,120	83,690	76,990	70,520	64,060	356,500
935,000	938,000	114,110	106,670	99,230	91,800	84,360	77,580	71,100	64,640	358,100
938,000	941,000	114,770	107,340	99,900	92,460	85,030	78,160	71,680	65,220	359,600
941,000	944,000	115,440	108,010	100,570	93,140	85,700	78,740	72,270	65,800	361,100
944,000	947,000	116,110	108,680	101,240	93,800	86,370	79,320	72,850	66,390	362,700
947,000	950,000	116,780	109,350	101,910	94,470	87,040	79,900	73,430	66,970	364,200
950,000	953,000	117,460	110,010	102,580	95,150	87,700	80,490	74,010	67,550	365,700
953,000	956,000	118,120	110,690	103,240	95,810	88,380	81,070	74,590	68,130	367,400
956,000	959,000	118,790	111,350	103,920	96,480	89,040	81,650	75,180	68,710	368,900
959,000	962,000	119,460	112,020	104,590	97,150	89,720	82,280	75,760	69,300	370,400
962,000	965,000	120,130	112,690	105,250	97,820	90,380	82,950	76,340	69,880	372,000
965,000	968,000	120,790	113,360	105,930	98,490	91,050	83,620	76,920	70,460	373,500
968,000	971,000	121,470	114,040	106,590	99,160	91,730	84,280	77,500	71,040	375,000
971,000	974,000	122,190	114,700	107,270	99,820	92,390	84,960	78,090	71,620	376,500
974,000	977,000	123,150	115,370	107,930	100,500	93,060	85,620	78,670	72,210	378,200
977,000	980,000	124,110	116,040	108,600	101,170	93,730	86,290	79,250	72,790	379,700
980,000	983,000	125,070	116,710	109,270	101,830	94,400	86,960	79,830	73,370	381,200
983,000	986,000	126,030	117,370	109,940	102,510	95,070	87,630	80,410	73,950	382,800
986,000	989,000	126,990	118,050	110,620	103,170	95,740	88,300	81,000	74,530	384,300
989,000	992,000	127,950	118,710	111,280	103,850	96,400	88,970	81,580	75,110	385,800
992,000	995,000	128,910	119,390	111,950	104,510	97,080	89,640	82,200	75,700	387,500
995,000	998,000	129,870	120,060	112,620	105,180	97,740	90,310	82,870	76,280	389,000
998,000	1,001,000	130,830	120,720	113,290	105,850	98,410	90,980	83,540	76,860	390,500
1,001,000	1,004,000	131,790	121,400	113,950	106,520	99,090	91,640	84,210	77,440	392,100
1,004,000	1,007,000	132,750	122,080	114,630	107,180	99,750	92,320	84,880	78,020	393,600
1,007,000	1,010,000	133,710	123,040	115,290	107,860	100,430	92,980	85,550	78,610	395,100
1,010,000円		134,190	123,520	115,630	108,200	100,750	93,320	85,890	78,890	396,700
1,010,000円を超え1,250,000円に満たない金額		1,010,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,010,000円を超える金額の32.1615%に相当する金額を加算した金額								396,700円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,010,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額

(八)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額		甲 扶養親族等の数								乙
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	
以上	未満	税額								税額
1,250,000円		円 211,380	円 200,710	円 192,820	円 185,390	円 177,940	円 170,510	円 163,080	円 156,080	円 494,800
1,250,000円を超え1,740,000円に満たない金額		1,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,250,000円を超える金額の33.693%に相当する金額を加算した金額								494,800円に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,250,000円を超える金額の45.945%に相当する金額を加算した金額
1,740,000円		円 376,480	円 365,810	円 357,920	円 350,490	円 343,040	円 335,610	円 328,180	円 321,180	
1,740,000円を超え3,570,000円に満たない金額		1,740,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち1,740,000円を超える金額の40.84%に相当する金額を加算した金額								
3,570,000円		円 1,123,860	円 1,113,190	円 1,105,300	円 1,097,870	円 1,090,420	円 1,082,990	円 1,075,560	円 1,068,560	
3,570,000円を超える金額		3,570,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち3,570,000円を超える金額の45.945%に相当する金額を加算した金額								
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに1,610円を控除した金額										従たる給与についての扶養控除等申告書が提出されている場合には、当該申告書に記載された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,610円を、上の各欄によって求めた税額から控除した金額

（注）　この表における用語については、次に定めるところによる。

㈠　「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。

㈡　「社会保険料等」とは、所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料及び同法第七十五条第二項に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

（備考）　税額の求め方は、次のとおりである。

㈠　給与所得者の扶養控除等申告書の提出があった居住者については、

⑴　まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。

⑵　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、⑴により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

⑶　当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、⑴により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして⑵により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,610円を控除した金額が、その求める税額である。

⑷　⑵及び⑶の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき（当該勤労学生が所得税法第二条第一項第三十二号ロ又はハに掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、同法第百九十四条第三項に規定する書類の提出又は提示があったとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうちに障害者又は同法第八十五条第二項に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当するごとに1人を加算した数を、それぞれ⑵及び⑶の扶養親族等の数とする。

㈡　給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があった場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,610円を控除した金額）が、その求める税額である。